

第2節 被災者の生活確保

関係機関	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、くらしサポート課、都市政策室、 建築住宅室、社会福祉協議会
------	--

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年和泉市条例第25号）の定めるところにより支給する。

（1） 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 市において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上にある場合の災害

（2） 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障がい、故意又は重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

（3） 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

（4） 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

2 災害見舞金の支給

自然災害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、和泉市災害見舞金等支給条例（昭和48年3月31日条例第10号）により、見舞金の支給を行う。ただし、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により弔慰金又は障害見舞金が支給される場合には、当該見舞金は支給しない。

第2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

資料編 4-1 災害による罹災証明書

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）により市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に応じて適時、適切な措置を講ずる。

第5 雇用機会の確保

市は、災害により離職した者に対する就職斡旋、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

第6 住宅の確保

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 市営住宅、府営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう関係機関に要請する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅の斡旋を行う。

4 家賃補助

市は、災害により住居が災し、やむを得ず賃貸住宅に入居した世帯に対し、災害による家賃補助金交付要綱に基づき、一時的措置として家賃の一部を補助する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、当該補助金は支給しない。

第7 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ、府へ報告し、府は、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した府の区域に係る自然災害

(3) 支給対象世帯

自然災害により、その居住する住宅が、次の程度の被害を受けたと認められる世帯が対象となる。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（4）支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・ 上記（3）ア～ウの世帯 100万円
- ・ 上記（3）エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・ 住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・ 住宅を補修した場合 100万円
- ・ 住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

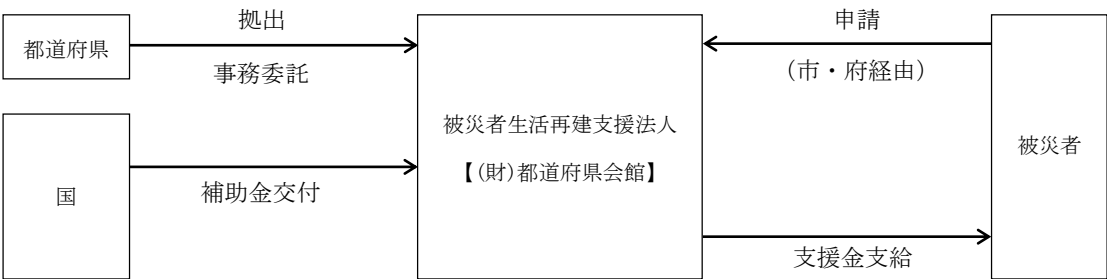
※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

※ 中規模半壊の場合は、それぞれ1/2の額となる。

（5）支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



（所管・内閣府） （支援金の1/2）